

## Newsletter

August 2015



受賞  
Tier 1  
in the Middle East

The Legal 500  
2015

### 中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加・削除をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

### 中東・アフリカニュースレター vol. 18

## UAEにおいて会社法大幅改正、今後の遵守対応が鍵

UAEにおいて、旧商事会社法を全面的に置き換える商事会社法 2015 年第2号(以下、「新法」という)が 2015 年 7 月 1 日に施行された。新法で明示的に除外されている場合を除き、全ての会社は施行後 1 年以内に新法を遵守する必要がある。

現地持株比率 51%という基準は継続して適用されるが、フリーゾーン会社が、オンショア (UAE 国内) または他のフリーゾーン内で事業展開することを許可される可能性が出てきた。今後、内閣の決定により資格・条件等の詳細が定められる予定である。

新法の内容は多岐にわたるが、会社組織設計の利便性を高めるものとして特に注目すべきは以下の内容である。

- ・ 定款上の株式譲渡制限規定の許容
- ・ 株式への質権設定の許容
- ・ 持株会社の概念の導入
- ・ 投資ファンド設立の許容

他方、規制の厳格化や解釈の不明確性等、対応に留意が必要な点も存在する。特に留意を要するものとして、以下の内容が挙げられる。

- ・ 配当規制違反等に関する罰則の厳格化
- ・ 株式会社に関する規定が有限責任会社にも適用されるとする条項の適用範囲の不明確性
- ・ 有限責任会社における先買権行使の際の手続の煩雑性
- ・ 最低資本要件の強化
- ・ 有限責任会社における設立時資本の利用に関する制限の明確化

本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。



伊藤（荒井）三奈  
オフ・カウンセル  
Tel: 03 6271 9727  
[mina.arai-ito@bakermckenzie.com](mailto:mina.arai-ito@bakermckenzie.com)



高田 昭英  
パートナー  
Tel: 03 6271 9478  
[akifusa.takada@bakermckenzie.com](mailto:akifusa.takada@bakermckenzie.com)



富本 聖仁  
アソシエイト  
Tel: 03 6271 9710  
[seiji.tomimoto@bakermckenzie.com](mailto:seiji.tomimoto@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)  
〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

上記事項以外にも、新法には、株主総会の招集手続及び定足数の改正、登記・会計帳簿に関する規制の変更や、公開・非公開の株式会社に関する種々の規制変更等、多様かつ広範な規制の変更が含まれている。上記のとおり、会社実務に大きな影響を与える改正であり、また、規制が不明確な部分も散見されるため、今後の法律の運用や下位規範の制定状況を注視するとともに、実際に新法に沿った実務対応を行う際には適切な専門家の助言を得る必要があるといえる。なお、新法の概要については弊所アブダビオフィスが作成した添付レポートを参照いただきたい。

#### 全文レポート(英語)

##### 【出版情報】

伊藤（荒井）三奈は下記書籍の第 I 第 4 章 4.2 「中近東ビジネスと法務」へ執筆参加をいたしました。

- 国際ビジネス法務〔第2版〕—貿易取引から英文契約書まで—第2版 (LexisNexis)